

## 様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 3 年 8 月 1 日 至 令和 4 年 7 月 31 日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人浅桐産婦人科
- ①  財團  社團 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人
- 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岡山県倉敷市連島町鶴新田 1081-7
- (3) 設立認可年月日 平成 2 年 8 月 17 日
- (4) 設立登記年月日 平成 2 年 8 月 24 日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 浅桐産婦人科	岡山県倉敷市連島町鶴新田 1266-1	一般病床 17 床

- (2) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
—	—	—

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 4 年 4 月 30 日 理事辞任及び後任者選任
- 令和 4 年 9 月 30 日 令和 3 年年度決算の決定
- 令和 3 年 9 月 30 日 理事報酬額決定
- 令和 4 年 7 月 30 日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

## 様式2

法人名 浅桐産婦人科  
 所在地 岡山県倉敷市連島町鶴新田1266-1

※医療法人整理番号 00265

財 产 目 錄  
 (令和 4年 7月 31日現在)

1. 資 产 额	1,185,342 千円
2. 负 債 额	1,182,615 千円
3. 純 資 产 额	2,726 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	217,976
B 固定資産	967,365
C 資産合計 (A+B)	1,185,342
D 負債合計	1,182,616
E 純資産 (C-D)	2,726

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(■ 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 様式3-3

法人名 医療法人 浅桐産婦人科  
 所在地 岡山県倉敷市連島町鶴新田1081-7

※医療法人整理番号 00265

貸 借 対 照 表  
 (令和 4年 7月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	217,976	I 流動負債	387,381
II 固定資産	967,365	II 固定負債	795,234
1 有形固定資産	935,680	負債合計	1,182,616
2 無形固定資産	172	純資産の部	
3 その他の資産	31,512	科 目	金 額
		I 資本剰余金	6,500
		II 利益剰余金	△ 3,773
		純資産合計	2,726
資産合計	1,185,342	負債・純資産合計	1,185,342

## 様式4-2

法人名 医療法人 浅桐産婦人科  
 所在地 岡山県倉敷市連島町鶴新田1266-1

※医療法人整理番号 00265

損 益 計 算 書  
 (自 令和3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	588,895
2 事業費用	519,664
本来業務事業利益	69,231
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事 業 利 益	69,231
II 事業外収益	23,755
III 事業外費用	4,309
経 常 利 益	88,677
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	88,677
法 人 税 等	71
当 期 純 利 益	88,606

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 浅桐産婦人科  
理事長 浅桐 和男 殿

私は、医療法人 浅桐産婦人科の令和3会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 10月 日  
医療法人 浅桐産婦人科

監事 岸本 典子